

# 鹿追町集約化推進計画書

自 平成22年 5月11日

至 平成27年 3月31日



平成22年5月11日

北海道 鹿追町

## 1 集約化推進区域の範囲

北海道が作成した「北海道集約化推進基本指針（以下「基本指針」という。）」で定められた集約化推進区域設定の基本的な考え方に基づき、間伐等の集約化施業の推進を図る必要がある区域を「鹿追町集約化推進区域」とし、以下の範囲とする。

なお、鹿追町森林整備計画における森林施業の共同化促進との整合性を図りながら進めることとする。

所在地等	林小班	面積
鹿追町一般民有林全域	1林班～93林班（全林班）	2,924ha

区域の範囲 別図のとおり

## 2 作業システム・路網整備の目標

ハーベスタによる伐木・造材、フォワーダによる集材など高性能林業機械を利用した作業システムの構築を目指すこととする。

なお、事業実施者の経営面等から、高性能林業機械の作業システムの構築が困難な場合は、可能な限り作業道等の開設を行うなどして、現状の作業システムによる効率化に努めることとする。

また、路網整備については既存の路網を活用しつつ、機械化への対応、運搬機械の効率化を図るために、既設道の改良等向上を目指すこととする。

## 3 集約化施業に必要な技術者の養成

集約化施業を実施する事業者等に必要な技術者を養成するため、森林所有者への施業経費等の提示による透明性の確保や低コスト林業生産（路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システム等）に必要な森林施業プランの作成技術、路網の設計・開設技術、高性能林業機械の操作技術等の技術者の養成について取組を進めることとする。

## 4 木材供給に関する事項

集約化施業による搬出間伐等の推進と併せ、地域内の木材安定供給体制の構築に取り組むこととする。

## 5 集約化実施計画の作成・実施報告

集約化推進区域において集約化施業に取り組む事業者は、集約化実施計画を作成することとし、その毎年度の実施状況について、鹿追町林務担当部局が指定した日までに報告を行うこととする。